

■ 居住環境の向上の考え方 ■

- 居住環境が向上するとは、新たにセーフティネット住宅に住替えを行うことで、居住面積が広がる又は家賃負担率が低くなることをいいます。
- セーフティネット住宅に住替えた場合に、どの区分（要支援世帯・支援世帯）に該当するかを再度判定し、居住環境が向上※することが必要です。

※居住環境向上の例

住替え前	住替え後
要支援世帯(1)(2)の場合	支援世帯(A)になる
要支援世帯(3)(4)の場合	支援世帯(B)になる
支援世帯(A)(B)の場合	支援世帯(A)(B)を維持する

【区分判定チェックリスト】

		住替え前	住替え後
入居世帯	世帯年収 ① ※P.8「A」を記入	円	円
	政令月収 ② ※P.4 算出結果を記入	円	円
住宅	住宅面積 ③ ※賃貸借契約書等から	m ²	m ²
	家賃 ④ ※賃貸借契約書等から	円	円
政令月収区分の確認 ※②の政令月収から		☐ $0 \leq ② \leq 123,000$	☐ $0 \leq ② \leq 123,000$
		☐ $123,001 \leq ② \leq 158,000$	☐ $123,001 \leq ② \leq 158,000$
居住面積の確認 ※P.6 結果を記入 (③と⑤の比較)		最低居住面積 ⑤ ※P.6「A」を記入 m ²	最低居住面積 ⑤ ※P.6「A」を記入 m ²
		☐ 最低居住面積未満	☐ 最低居住面積未満
		☐ 最低居住面積以上	☐ 最低居住面積以上
家賃負担率(④×12÷①)の確認 ※P.8 結果を記入 (高家賃負担率(36.7%)の比較)		家賃負担率 % ※P.8 算出結果を記入	家賃負担率 % ※P.8 算出結果を記入
		☐ 高家賃負担率未満	☐ 高家賃負担率未満
		☐ 高家賃負担率以上	☐ 高家賃負担率以上
区分判定 ※下記の判定表から			

≪区分判定表≫

① 政令月収 ≪123,000 円以下の世帯≫

② 居住面積		最低居住面積	
		未満	以上
③ 家賃負担率	未満	要支援世帯(1)	支援世帯(A)
	以上		要支援世帯(2)

① 政令月収 ≪123,001 円以上 158,000 円以下の世帯≫

② 居住面積		最低居住面積	
		未満	以上
③ 家賃負担率	未満	要支援世帯(3)	支援世帯(B)
	以上		要支援世帯(4)